

## 平成30年度第8回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	平成30年11月27日 午後2時30分							
閉会日時	平成30年11月27日 午後3時35分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 出 席 委 員 (17名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗		
	5	荒木 富男	6	今里 誠一			8	山本 実雄
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴	12	奈留 敏弘
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸	15	岩田 弘孝	16	尾崎 初雄
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (2名)	4	平田 光昭	7	中村 耕二				
推 進 委 員 出 席 委 員 (一名)								
欠 席 委 員 (一名)								
署 名 委 員	17	林 賢市	16	尾崎 初雄				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 主査：田中善博 嘱託員：井川勝博							
	分室 玉之浦：保家 洋係長 三井楽：野口良美係長 岐 宿：月川美香主査 奈 留：村木博信係長							

	議 題	件 名	結 果
上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議案第 43 号	農地法第 3 条許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 44 号	農地法第 4 条・5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 45 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地 利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 46 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく 農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可 決
	議案第 47 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

＝午後 2 時 00 分 開会＝

□事務局長

それでは、平成 30 年度第 8 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、4 番平田光昭委員、7 番中村耕二委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席者数は、19 名中 17 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 30 年度第 8 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 43 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

○議長

それでは、議案第 43 号の 1 番を審議いたします。なお、本案については〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

では、事務局の説明を求めます。

○事務局

3 ページをご覧ください。

議案第 43 号

1 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 田 1 筆、 1,150 m<sup>2</sup>

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 高齢と病気がちのため耕作できないので譲り渡す。

契約内容： 売買 対価〇〇万円

次に、11 月 16 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 43 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1 番は、許可されました。

〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 43 号の 2 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑 10 筆、11 筆合計 13,303 m<sup>2</sup>

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 相続財産の換価のため売却する。

契約内容： 売買 対価 11 筆合計〇〇万円

次に、11月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第43号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。

○議長

次に、議案第43号の3番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑1筆、1,287㎡

譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 自宅の近隣に位置しており譲り受けて耕作管理する。

譲渡理由： 高齢により営農規模を縮小する。

契約内容： 売買 対価 〇〇万円

次に、11月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第43号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって3番は許可されました。

○議長

次に、議案第44号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照文を要約して説明します。5から6ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

また、本日の議案にもありますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可をすることができる。市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用区域からの除外について、です。

議案説明の前に、さる11月15日に全地区協議会で審議された農地法第4条許可申請の申請者：〇〇〇〇 所在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 8,459㎡ の案件は、11月21日に許可申請の取下申立書の提出がありましたので、今月の総会での審議はございません。以上です。

#### ○議長

それでは、議案第44号の1番と2番を審議いたします。本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

#### ○議長

事務局の説明を求めます

#### ○事務局

それでは、7ページをご覧ください。議案第44号の1番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番の一部 畑 274㎡ 農用区域内の農地  
〇〇町〇〇番の一部 畑 418㎡ 第1種農地  
合計 692㎡

申請人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約560mに位置し、農業振興地域内の農用区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま使用し、境界は、土留め工事をするので土砂等流失の恐れはないと思われまゝ。建物の高さを平屋建てとすることにより周辺の農地への日照や通風及び営農等に被害の発生はなく、牛糞等の処理は、定期的に牛舎内の清掃を行い、既存の堆肥舎で処理する計画です。雨水排水は敷地内で自然流下とする計画とし、汚水処理は、排水溝を通じ、くみ取り式の沈殿槽に溜め定期的に畑に散布する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地及び農用区域内の農地となっておりますが、農業用施設用地は例外的に許可することができるとなっております、用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。

次に、8ページをご覧ください。議案第44号の2番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 357 m<sup>2</sup> 第1種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：贈与による所有権移転です。

申請地は、〇〇〇〇より北西へ約360mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま使用し、境界に沿ってブロック壁を設置するので土砂等流失の恐れはないと思われ、建物の高さを平屋建てとすることにより周辺の農地への日照や通風及び営農等に被害の発生はないと思われます。また、雨水排水については、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝へ排出する計画となっております。

本案は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。以上です。

#### ○議長

次に、議案第44号の1番と2番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第44号の1番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

#### □〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第44号の1番について、当協議会は去る11月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

#### 議案第44号の1番

所 在：〇〇町〇〇番の一部 外1筆

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

本案の申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地、及び、農用地区域内の農地で農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。

周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

#### ○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

#### ○議長

次に、議案第44号の2番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

#### □〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 44 号の 2 番について、当協議会は去る 11 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

#### 議案第 44 号の 2 番

所 在：〇〇町〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

#### ○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

#### ○議長

質疑を終わり、採決をいたします。議案第 44 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

#### ○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号の 1 番外 1 件は許可相当と決しました。

〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

#### ○議長

次に、議案第 44 号の 3 番から 8 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

#### □事務局

それでは 9 ページをご覧ください。議案第 44 号の 3 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 田 1,028 ㎡ 第 3 種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：分譲宅地・通路造成用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 130m に位置し、都市計画区域内の中高層住居専用地域内にあり、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地です。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、盛土を最高 30 cm の造成工事を施工し、境界にブロック擁壁を設置するので土砂等流失の恐れはないと思われます。通路及び分譲用宅地を 3 区画造成する計画となっております。分譲宅地完成後に建設予定の建物を低層一般住宅とすることで近隣農地への日照・通風・営農等に影響はないと思われます。

また、雨水排水は既存側溝に放流し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理

し道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、10 ページをご覧ください。議案第 44 号の 4 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,374 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から北へ約 1.3 km に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、申請地敷地内は、砂利敷きとし土砂流失や崩壊の恐れは無く、ソーラーパネルを地表から約 1.5m 程度に設置するので日照・通風等影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。

また、ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5 kW の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。

また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、11 ページをご覧ください。議案第 44 号の 5 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,399 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲 受 人：〇〇都〇〇区〇〇丁目〇〇番 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から北東へ約 1.8 km に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、申請地敷地内は、砂利敷きとし土砂流失や崩壊の恐れは無く、ソーラーパネルを地表から約 1.5m 程度に設置するので日照・通風等、影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。

また、ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5 kW の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。

また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、12 ページをご覧ください。議案第 44 号の 6 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,319 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から北東へ約 1.6 km に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、申請地内は砂利



敷きとするため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、ソーラーパネルを地表から約1.5m程度に設置するので日照・通風等、影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。ソーラーパネル360枚の発電能力49.5kwの太陽光発電所を1基設置して九州電力へ売電する計画となっております。

また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難です。

次に、13ページをご覧ください。議案第44号の7番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,274㎡ 第2種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から北東へ約850mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、ソーラーパネルを地表から約1.5m程度に設置するので日照・通風等、影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。

また、ソーラーパネル360枚の発電能力49.5kwの太陽光発電所を1基設置して九州電力へ売電する計画となっております。

また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、市街地化が見込まれるおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、14ページをご覧ください。議案第44号の8番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,351㎡ 第2種農地

借 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

貸 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：賃貸借権・地上権。権利の存続は、21年間で、21年分の土地の賃料〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約720mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、敷地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、ソーラーパネルを地表から約1.5m程度に設置するので日照・通風等、影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。

また、ソーラーパネル324枚の発電能力49.5kwの太陽光発電所を1基設置して九州電力へ売電する計画となっております。

また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、市街地化が見込まれるおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長

次に、議案第44号の3番から8番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は

地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 44 号の 3 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

それでは〇〇地区協議会の予備審査結果をご報告いたします。  
ただいま議題となりました、議案第 44 号の 3 番について、当協議会は去る 11 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 44 号の 3 番

所 在：〇〇町〇〇番  
転 用 者：〇〇〇〇  
転用目的：分譲用宅地・通路造成用地

本案の申請地は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内にある第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、分譲用宅地・通路造成用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 44 号の 4 番から 8 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。  
ただいま議題となりました、議案 44 号の 4 番から 8 番について、当協議会は 11 月 15 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 44 号の 4 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番  
転 用 者：〇〇〇〇  
転用目的：太陽光発電所用地

次に、議案第 44 号の 5 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番  
転 用 者：〇〇〇〇  
転用目的：太陽光発電所用地

次に、議案第 44 号の 6 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番  
転 用 者：〇〇〇〇  
転用目的：太陽光発電所用地

次に、議案第 44 号の 7 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

最後に、議案第 44 号の 8 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

4 番から 6 番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地である。7 番と 8 番の申請地は、市街地に隣接する農地で、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 44 号の 3 番から 8 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号の 3 番外 5 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。15・16 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。

なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うこと

が見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

17ページをご覧ください。本日も審議いただき農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田47筆、畑53筆の計100筆で、面積が158,524.09㎡。所有権移転につきましては、田6筆で、面積が6,128㎡となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

18ページをご覧ください。

1番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 畑1筆 3,310㎡

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

では質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第45号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第45号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決されました。〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第45号 利用権設定の2番1から16番、所有権移転の17番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 畑2筆

- 2番2 ○○○○ 畑2筆  
 2番3 ○○○○ 畑1筆  
 以上2番1から2番3の面積合計は、畑5筆で合計8,714㎡。  
 2番1と2番3が新規、2番2が更新で、契約内容は2番1から2番2が賃貸借権、2番3が使用貸借権となっております。
- 3番1 利用権の設定を受ける者：○○○○  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 畑1筆
- 3番2 ○○○○ 畑1筆  
 以上3番1から3番2の面積合計は、畑2筆で合計4,850㎡。  
 全て新規で、契約内容は全て賃貸借権となっております。
- 4番1 利用権の設定を受ける者：○○○○  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 田5筆 畑2筆
- 4番2 ○○○○ 畑1筆  
 4番3 ○○○○ 畑1筆  
 4番4 ○○○○ 畑2筆  
 4番5 ○○○○ 畑3筆  
 4番6 ○○○○ 畑4筆  
 4番7 ○○○○ 畑1筆  
 4番8 ○○○○ 畑2筆  
 4番9 ○○○○ 田1筆  
 以上4番1から4番9の面積合計は、田6筆 畑16筆の合計22筆で合計33,160.09㎡。  
 全て新規で、契約内容は4番1と4番5から4番8が賃貸借権、4番2から4番4と4番9が使用貸借権となっております。  
 なお、4番各号につきましては中間管理事業によるものです。
- 5番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 田6筆 3,486㎡  
 更新で契約内容は賃貸借権となっております。
- 6番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 田2筆
- 6番2 ○○○○ 外3名 田3筆 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。  
 以上6番1から6番2の面積合計は、田5筆で合計7,556㎡。  
 全て更新で、契約内容は全て賃貸借権となっております。
- 7番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手  
 利用権を設定する者： ○○○○ 外○○名  
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。  
 利用権を設定する土地： 田6筆 7,359㎡  
 新規で契約内容は使用貸借権となっております。
- 8番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 田1筆 110㎡

- 更新で契約内容は使用貸借権となっております。
- 9 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
 利用権を設定する土地： 畑 20 筆
- 新規で契約内容は使用貸借権となっております。
- 10 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
 利用権を設定する土地： 畑 1 筆 2,879 m<sup>2</sup>
- 新規で契約内容は使用貸借権となっております。
- 11 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
 利用権を設定する土地： 畑 4 筆 6,948 m<sup>2</sup>  
 161 番 1 が新規で 161 番 2 から 163 番 2 が更新で契約内容は使用貸借権となっ  
 ております。
- 12 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外〇〇名  
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。  
 利用権を設定する土地： 田 3 筆 畑 1 筆
- 12 番 2 〇〇〇〇 外〇〇名  
 田 1 筆 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。  
 以上 12 番 1 から 12 番 2 の面積合計は、田 4 筆 畑 1 筆で合計 7,494 m<sup>2</sup>。  
 全て更新で、契約内容は全て賃貸借権となっております。
- 13 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
 利用権を設定する土地： 畑 3 筆 6,145 m<sup>2</sup>  
 全て新規で契約内容は全て使用貸借権となっております。
- 14 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
 利用権を設定する土地： 田 2 筆
- 14 番 2 〇〇〇〇 外〇〇名  
 田 2 筆 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。  
 以上 14 番 1 から 14 番 2 の面積合計は、田 4 筆で合計 1,219 m<sup>2</sup>。  
 全て更新で、契約内容は全て賃貸借権となっております。
- 15 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
 利用権を設定する土地： 田 1 筆
- 15 番 2 〇〇〇〇 田 4 筆
- 15 番 3 〇〇〇〇 田 1 筆
- 15 番 4 〇〇〇〇 田 1 筆
- 15 番 5 〇〇〇〇 田 1 筆  
 以上 15 番 1 から 15 番 5 の面積合計は、田 8 筆で合計 16,605 m<sup>2</sup>。  
 15 番 1 と 15 番 5 が更新、15 番 2 から 15 番 4 が新規で、契約内容は全て賃貸借  
 権となっております。
- 16 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 田 7 筆 16,587 m<sup>2</sup>

全て更新で契約内容は全て賃貸借権となっております。

引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。25 ページをご覧ください。

17 番 1 所有権の移転を受ける者：○○○○ 担い手

所有権を移転する者： ○○○○

所有権を移転する土地： 田 2 筆

17 番 2 ○○○○ 田 4 筆

契約内容は売買で対価は 17 番 1 が 2 筆合計○○万円、17 番 2 が 4 筆合計○○万円となっております。

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 45 号、利用権設定の 2 番 1 から 16 番、所有権移転の 17 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号、利用権設定の 2 番 1 外 32 件、所有権移転の 17 番 1 外 1 件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 46 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。26 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができます。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 45 号 4 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。

- 1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地：田 5 筆 畑 2 筆 11,542 m<sup>2</sup>  
契約内容は、全て賃貸借権となっております。
- 2 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地：畑 1 筆 1,102 m<sup>2</sup>  
契約内容は、使用貸借権となっております。
- 3 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇  
利用権を設定する土地：田 6 筆 畑 3 筆 14,432 m<sup>2</sup>  
契約内容は、〇〇町〇〇番が使用貸借権、外 9 筆が賃貸借権となっております。
- 4 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇  
利用権を設定する土地：畑 2 筆 3,539 m<sup>2</sup>  
契約内容は、使用貸借権となっております。
- 5 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇  
利用権を設定する土地：田 1 筆 1,981 m<sup>2</sup>  
契約内容は、使用貸借権となっております。
- 以上、1 番から 5 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 46 号農用地利用配分計画に対する意見については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。  
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号農用地利用配分計画に対する意見については、適当であるとの意見と決しました。

○議長

次に、議案第 47 号農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 47 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてをご説明いたします。30 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっていて、手続きの



流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。

31 から 33 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 8 筆、畑 17 筆の合計 25 筆で、合計面積は 26,423 m<sup>2</sup>となっております。

4 月からの累計は、田 111 筆、畑 207 筆、樹園地 1 筆の 319 筆で合計面積は 283,503.01 m<sup>2</sup>となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 47 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告・協議事項に移ります。

始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定について

1. 新・ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 土地改良法第 3 条に基づく資格者の証明について
4. 農業会議による「農業会議への諮問の基等に関する申し合わせ決議」に伴う市農業委員会全地区協議会の基準の見直しについて
5. 非農地通知の今後の処理方法について
6. その他

○議長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 30 年度第 8 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後 3 時 35 分 閉会＝